島根県人権施策推進基本方針(第二次改定)(案)に対する御意見・御質問

					回答		
番号	ページ	人権課題・項目	行	御意見・御質問		修正の場合:修正後(※変更箇所は下線部分)	
第 2 章- I -1							
1	10	(2)社会教育にお ける人権教育の推 進 ②家庭における人 権教育の支援	14	いと思います。外国人問題に限らず、子育て世	外国人住民の増加などの社会情勢のもとにあって、子育 て世代をはじめ家庭や地域社会の人権感覚を高める取組の 重要性は、ますます高まってくることが想定されます。時 宜に応じて地域ごとの課題を丁寧に把握し、有効な学習の 場を設定して社会教育・啓発を進めます。		
第 2 章 - 1 - 3							
2	12	特定職業従事者に 対する研修等の充 実 ④医療関係者	13~18	県立病院等が特記されていますが、何か理由があるのでしょうか。 どの医療機関においても必要なことだと思うのですが…。	ご意見のとおり、どの医療機関においても医療関係者が人権に配慮した適切な対応を取ることが必要です。次のとおり修正します。 (修正前) 医師や看護師等の医療関係者は、人の命と健康を守ることを使命としているため、職務の遂行に当たり人権に配慮した適切な対応ができるよう、県立病院においては、すべての職員が参加する職場内研修を実施します。	とを使命としているため、職務の遂行に当たり人権に配慮	
第2章-Ⅱ	- 1						
3	16	女性 (1)現状と課題	10~13	あることは理解できますが、それと、女性が個性と能力を発揮できる社会の実現とは直接結び	個性と能力が発揮できる社会を実現するためには、「男女共同参画に関する正しい知識の定着」「男女があらゆる分野で活躍できる環境の整備」及び「DV等の根絶」が必要だと考えています。「DV等の根絶」は女性の人権が尊重され、心豊かで生きがいのある人生を実感できる社会の実現につながり、そのような社会の中でこそ女性の個性と能力がより発揮できるものと考えます。		
第2章-Ⅱ	- 2				1		
4	20	子ども (2)-③不登校への 取組	35~37	相談や支援を受けて、一段と充実した学習活動	ご意見を踏まえ修正します。 (修正前) 不登校の子どもたちが行う多様な学習活動の実情を踏まえ、本人の意思を十分に <u>尊重しながら、個々の状況に</u> 応じた学習活動等が行えるような、相談体制・支援体制の充実を図ります。		

番号	ページ	人権課題・項目	行	御意見・御質問	回答	
						修正の場合:修正後(※変更箇所は下線部分)
第2章-Ⅱ	- 6					
(5)	39	外国人 (2)-③外国人住民 のための労働環境 の整備	8~11	外国人実習生の職場環境、生活環境について、 どのような形でチェック・支援していくので しょうか。 今後、外国人実習生の人数が増えていくと見込 まれますので、行き届いた対応を望みます。	このことについては、「資料1の別紙」のとおりです。	
第2章-II	- 9					
6	I 48	刑を終えて出所した人等		パブリックコメントの意見番号57の質問に「犯罪加害者の家族の人権についての記述は刑を終えて出所した時点からしかありません」とあります。おそらく「出所以前、つまり当該の犯罪者が裁判中、服役中からも、家族の人権は守られるべきだ」という意味だと思います。この意見に対し、「犯罪を犯した者の家族の人権については、犯罪加害者が服役中であっても発生する問題です」とコメントしています。ならば、「犯罪加害者」自身はどうなのでしょうか?この項目が「刑を終えて出所した人」となっていますが、拘留中、裁判中、服役中も同様と考えます。なぜ「出所後」に限定するような書き方がしてあるのか、疑問に感じます。	犯罪加害者の拘留中、裁判中、服役中の人権を尊重することも重要です。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、被収容者等の処遇に関しては、"人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行う"としています。また、基本方針が、「出所後」に限定する書き方をしているのは、1997(平成9年)に策定された「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」に準拠しているためです。その後、平成14年に策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」でも「出所後」に限定された記述となっています。	

		人権課題・項目	行	御意見・御質問	回 答	
番号	ページ					修正の場合:修正後(※変更箇所は下線部分)
第2章-Ⅱ	-10					
7	50	性的指向、性自認 等(LGBT等) (1)現状と課題		「さえ」という表現は、読者に対して、とても異質な・奇異なことであるという印象を持たせると思います。	ご意見を踏まえ修正します。 (修正前) 違和感を覚えたり、身体の手術を通じて「身体の性」と「心 の性」の適合を <u>望むことさえ</u> あります。	(修正後) 違和感を覚えたり、身体の手術を通じて「身体の性」と「心 の性」の適合を <u>望んだりすることも</u> あります。
8	50~51	性的指向、性自認 等(LGBT等) (1)現状と課題	P51 L5	「性同一性障害者」という言葉は、きつい印象を与えます。 「性同一性障がいと診断された人」などと、言い換えると良いと思います。	ご意見の趣旨は理解できますが、この箇所は「性同一性障害者特例法」に関する説明であることから改正案のとおりとします。	
9	51	性的指向、性自認 等(LGBT等) (1)現状と課題	7~10		ご意見を踏まえ修正します。 (修正前) 近年、欧米諸国では同性婚や同性カップルに結婚とほぼ同等の権利を認めるなどの動きも出てきています。	(修正後) 性的指向に関しては、近年、欧米諸国では同性婚や同性カップルに結婚とほぼ同等の権利を認めるなどの動きも出てきています。
(10)	51	性的指向、性自認 等(LGBT等) (2)施策の基本的 方向	26	文のねじれが生じていると思います。	ご意見を踏まえ修正します。 (修正前) LGBT等に対する偏見や差別が当事者を <u>苦しめており</u> 、周 囲の一人一人がLGBT等について正しい理解を深め、これ らの人々の人権が尊重される社会の実現に向けた啓発活動 に取り組みます。	を考慮し、周囲の一人一人がLGBT等について正しい理解
(1)	150~52	性的指向、性自認 等(LGBT等)		性同一性障害者の多くは、中学校入学までに「違和感を感じた」と回答している実態があることを追記して欲しいと思います。 出典:『封じ込められた子ども、その心を聴く』中塚幹也著 フクロウ出版(岡山大学ジェンダークリニック受診の性同一性障害者1,167人への聞き取り) 〇違和感をいつ頃から感じたか? ・中学校になるまでに・・・約9割 ・小学生になるまでに・・・約7割	今後、公的な調査が進んだ段階でご指摘の点は検討したいと思います。	